

【生活再建支援】

①住宅再建支援の強化

基金事業として独自に新設された、既往住宅債務の利子相当額の助成事業については、県として住宅金融支援機構はじめ、金融機関の積極的な姿勢を求めるとともに、市・区・町に相談しやすい窓口を設け、県民に広く広報すること。また需要を見極めた上で、不足が生じた場合迅速に基金の積み増しを行うこと。

②仮設住宅の居住環境改善

断熱工事を至急完了すると共に、風除室の雨漏れやすきま風対策、窓側の庇を広げること、風呂の追い炊きに変わる器具の設置、高齢者等への緊急通報装置の配備など、きめ細かな支援策を持続的に実施すること。

③浸水区域居住者への移転・再建支援

集団移転地域に指定されなかった浸水区域に居住する方に対し、移転する際には移転先の土地の借地料補助や、引っ越し費用、解体費用支援を。現在地に再建する際には建設資金の借り入れ支援策などを創設すること。

④被災土地の買い取り支援

防災集団移転事業によって、移転を余儀なくされる方の土地の買い取りについて、基金を活用した県独自の支援策を講じ、円滑な移転が図られるよう取り組むこと。

⑤災害公営住宅の早期建設

県が12,000戸と試算している災害公営住宅について、建設場所、家賃低減策、募集要項をいち早く策定し、早期に入居が開始されるよう取り組むこと。

⑥借り上げ住宅の公営住宅化

民間賃貸の借り上げ住宅に関して、入居期限（2年）を経過し、所有者及び入居者が希望すれば、公営住宅として継続入居が可能となるよう施策を講じること。

【事業者支援・雇用対策】

①中小零細企業等への再開支援

10月に締め切った「商店復旧支援補助金」については、多くの事業者が対

象から漏れ、ニーズの高さが伺える結果となっている。1月から再開される同種事業においては、対象事業の拡充と共に、下限の100万円を引き下げ、より多くの対象事業者が支援を受けられるよう対処すること。

②商業活動再開支援の拡充

甚大な被害を受けた中傷事業者の仮施設、設備の確保に要する経費の一部を補助する本事業は、採択数が応募の6割に止まっていることから、来年度事業費の大幅拡充を図ること。

③グループ補助金の継続実施

グループ補助金には多くの申請があり、対象にならないグループが多数に上っている事から、国に対し事業の継続実施を働きかけること。

④リース債権の買い取り

中小企業の二重ローン対策として、産業復興機構がリース債権の買い取りを行うことが出来るよう支援の充実を図り、出資規模についても早い段階から国に追加を求めること。

⑤観光産業へのてこ入れ

震災と原発事故による風評被害から、本県観光産業は大きな打撃を受けている。今後「東北博」や「DC」といった集客イベントが予定されているが、知事が全面に出た観光PRを国内外に仕掛け、食・観・遊・学の魅力を伝えること。

⑥観光施設・宿泊施設等の復旧と事業支援

大震災により被災した観光施設や宿泊施設等の早期復旧と、事業者の事業継続のための新たな補助制度創設し、ハード、ソフト両面に渡る総合的な支援措置を講じること。

⑦観光地の復旧工事

県内の主要観光地における復旧工事を急ぐこと。例えば松島観光栈橋付近の護岸工事など、観光客の安全や景観の上からもいち早く終える必要のある箇所について、早期の復旧に取り組むこと。

⑧雇用の創出対策

国が三次補正でつくった事業復興型雇用創出事業について、さらなる職種の拡充を図るとともに、長期的な雇用の場づくりに繋がるよう、県として事業の検証と進行管理に努めること。

⑨学卒未就職者支援の拡充

派遣先企業でのOJTによって、若者の就業機会を確保する「就職チャレンジ事業」については、来年度も継続して実施することは勿論、受け入れ人数を倍増して、未就職者への就労支援を大幅に拡充すること。

【復興まちづくり】

①津波避難ビル・タワーの設置

今後のまちづくりにおいては、津波避難のビルやタワー建設が必要であることは間違いない。国に対し財政支援が確保されるよう要望すること。

②復興特区制度と企業誘致

税制上の優遇措置等を充分活用し、被災地を中心に幅広い産業群の誘致に取り組み、雇用の確保と投資の流入を戦略的に行うこと。

③道路の早期復旧

各地で県道の一刻も早い復旧を望む声が強く、ルートの変更や盛土化など、事業の決定が急がれる箇所が少なくない。県として復旧を加速させること。

④住宅建設の緩和措置

特別名称地域においては、住宅が建てられないなどの規制があり、被災者にとっては大きな問題となっている。被災者の生活再建の観点から特例的に規制の緩和を検討すること。

⑤仮設住宅の空き室利活用

現段階で925戸の空き室があるプレハブ住宅については、全国のボランティアや工事関係者の宿泊にも使えるよう、国の目的外使用の考えを緩和させること。

⑥被災宅地への独自支援

公共事業の対象にはならない被災宅地について、県独自の擁壁復旧や地盤対策を講じること。

⑦応急修理制度の拡充

住宅被害が膨大な数に上るため、職人の不足や材料の調達遅れなどから工事未了の案件が多い。したがって実施期間の延長が必要であると共に、所得制限の撤廃を国に求めること。

⑧ J R の早期復旧

県民の重要な生活の足である J R 線について、早期の全線復旧を国と連携しながら実現すること。

⑨ 復興枠の創設による社会資本整備の重点投資

早期復興に向け県、市町が実施する社会資本整備に対する国庫補助及び、社会資本整備総合交付金の補助率等の引き上げ、さらに補助対象の拡充や、「復興枠」の創設による社会資本整備の重点配備を国に求めること。

【放射線及び廃棄物対策に関すること】

① 汚染稲わら等の処理対策

現在一時保管作業が難航している汚染稲わら・牧草については、国による早期の処理方法決定を強く働きかけること。また作業時の被爆を避けるよう安全な取り扱いを徹底すると共に、ラッピング等が適切に行われるよう、県として安全対策を確立すること。

② 放射線の健康調査

有識者会議が示した「健康調査の必要性なし」との結論は拙速であり、今後本県でも除染作業が始まることを考えると、健康調査の実施は県民の安心した生活を維持する上からも必要と考える。よって除染が行われる市町においても、健康調査を実施すること。

③ 放射能の測定調査

福島第一原発事故の収束には、かなりの時間を要することが予想されることから、地域の総積算量や、ホットスポット地点等を県民に公表する体制を敷き、長期化に備えること。また農産物や水産物のデータのきめ細かな公表によって、風評被害防止に一層務めること。

④ 学校給食の放射線測定

県は先般食品用の測定機を購入し、39市区町村に無償配布を決定したが、学校給食の測定を望む声は依然として強い。県の測定器支援によって学校設置者の市町村が、保護者の要請に応えられるよう配慮すること。

⑤ 子どもの内部被曝検査

ホールボディカウンターによる子ども達の体内被曝測定に関して、国における実施を早期に実現するよう働きかけること。

⑥除染の取り組み

今回 8 市町が重点調査地域に指定された。今後住民の協力を得つつ不安解消に務めることは勿論、汚染土壌の保管場所や風評被害の拡大など課題が考えられる。県として市町への技術支援と調査データの正しい周知に務め、県民の不安解消を第一に取り組みたい。

⑦アスベスト対策について

地方の工場や店舗などの建築物の殆どに、アスベストが含有しており、飛散を抑えなければ中皮腫など深刻な健康被害が蔓延する恐れがある。よって建物の全棟事前調査を履行し、適切な処理が行われるよう県が関与すること。

⑧ガレキの広域処理

膨大な量のガレキを県内だけで処分することは出来ず、他の自治体の強力が不可欠である。懸念材料である放射線の課題について、県は客観的な測定と明確な数値の公表をつづけ、受け入れ自治体の確保に務めること。

【保健・医療・介護対策】

①介護保険料の軽減策

各自治体において介護保険料が上昇するが、県の介護保険財政安定化基金（37 億円）を取り崩し、過度な上昇を抑制すること。

②介護施設待機者の改善

介護 3 施設の待機者は一向に減らず、施設によっては数年待ちという状況にある。3 施設のさらなる整備と同時に、小規模多機能型居宅介護施設など、在宅支援事業を積極的に押し進め、施設と在宅のバランスの取れたサービスの棲み分けを促進すること。

③心のケアセンター充足

今年度仙台市内に設置される同センターは、被災者の精神的ケアという重要な役割を担う。その意味から各被災市・町に一箇所の開設できるよう、人材確保と体制の整備を行うこと。

④自殺・孤独死ゼロ対策

阪神大震災では、震災から 1 年が経過する時点から自殺者が増加してしまった。仮設住宅や借り上げ住宅で避難生活をしている被災者を対象に、NPO やボランティア組織、行政、町内会・自治会、そして被災者も加わった（仮）「孤独死ゼロ・プロジェクト」を設置し、総ぐるみ運動を立ち上げる。

⑤震災遺児・孤児支援

震災で親を亡くした子ども達の支援に関して、精神的なバックアップと経済面での支えが必要である。県として中長期的に支援が継続されるよう、関係団体と協調し万全のサポートを行うこと。

⑥ドクターヘリの導入

今回の震災では他県のドクターヘリの出動によって、多くの県民が救援されている。近年震災が多発する本県では、被災者の救命率向上の観点からも、早期の導入が喫緊の課題である。知事の政治決断で導入を決定すること。

⑦医療費の一部負担免除延長

被災者を対象としている保険医療機関での一部負担免除は、来年2月末が期限となっているが、生活再建が未だ途上であり、今後の健康悪化も懸念されるところから、とりあえず1年間の延長を国に求めること。

⑧各種基金の期限延長

子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を支援する「緊急促進臨時特例基金」は、23年度末をもって期限を迎える。よって基金の設置期限の延長を国に求めること。

【その他】

①TPPへの姿勢

国が進めようとするTPPへの参加は、農業のみならず広い分野で懸念が広がっている。県として情報の収集を徹底し、生活への影響が如何なるものかを県民に正しく伝へ、広く議論を喚起すること。その上で余りにも拙速な交渉参加には断じて反対を表明すること。

②エネルギー政策

福島第一原発の事故に鑑みて、再生可能エネルギーの開発・集積に関する、産・学・官連携事業を創設し、新たなエネルギー供給システムの研究体制を構築すること。

③海洋汚染の防止

放射能汚染水が河川などを通じて海洋に流入することは、断じて防がなければならない。今後県は、海洋汚染防止に関わる重点取り組み項目を示し、市町と連携して汚染防止の対策を実施すること。

④公立高校への防災学科設置（再掲）

公立高校に防災及び環境専門の学科を新設し、みやぎの復興を担い、地域防災のリーダーを育成する為の専門コースを設けること。

⑤職員の応援派遣

各自治体では慢性的な人手不足が続いており、震災対応での事業量増大から、求められる支援に対応できない事態となっている。よって特に自治体で不足が目立つ技術職などを中心に、国と県からの応援派遣体制を強化すること。